

## 議案第 1 4 号

北本市国民健康保険条例の一部改正について

北本市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

平成 2 1 年 2 月 2 3 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市国民健康保険条例の一部を改正する条例

北本市国民健康保険条例（昭和 3 4 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 章 削除」を「第 3 章 被保険者とししない者（第 4 条）」に改める。

第 3 章を次のように改める。

第 3 章 被保険者とししない者

第 4 条 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）の規定により、措置により児童福祉施設に入所している児童若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童又は一時保護を加えた児童であつて、民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）の規定による扶養義務者のいないものは、被保険者とししない。

附 則

この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。